

太子町立墓園 太子メモリアルパーク

募 集 案 内
(姫路市・たつの市にお住まいの方用)



兵庫県揖保郡太子町鶯280番地1

太子町 生活環境課 環境衛生係

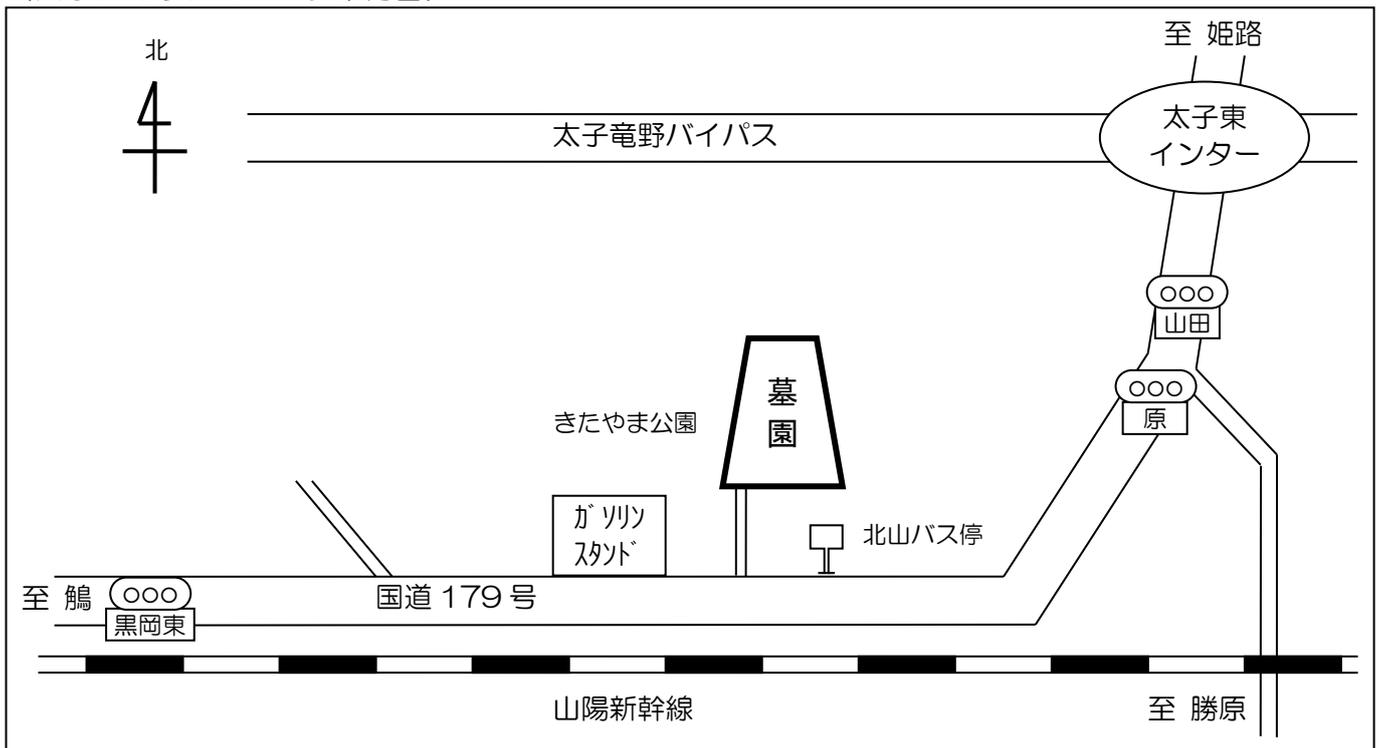
TEL : 079-277-1015

E-mail : seikan@town.hyogo-taishi.lg.jp

○太子メモリアルパーク（墓園）の概要

所在地	太子町原931番地1		
名称	太子メモリアルパーク		
面積	17,434㎡		
(内訳)	墓域	14,473㎡(墓所 6,468㎡	参道緑地等 8,005㎡)
	管理道路(4m)	1,519㎡	管理施設域 1,031㎡
	古墳域	411㎡	
駐車台数	100台	水道施設	9か所
		便所	1か所

(太子メモリアルパーク案内図)



募集内容

1 募集対象

- ①姫路市・たつの市に居住の方。
- ②申込者自身が墓地を必要としており、墓碑を建立する予定がある方。
※墓碑には申込者氏名を刻印していただきますので、名義貸しや代理申込はできません。
また個人からの申込に限ります。
- ③町の条例・規則を遵守し、適正な墓所の維持管理ができる方。

2 募集区画

募集区画の場所等については、募集区画一覧表に記載しています。

区画の大きさは、次の2種類となります。

4㎡区画（間口1.6m×奥行2.5m）

6㎡区画（間口2.0m×奥行3.0m）

※園全体の空き区画の中から選んでいただきます。

3 使用料・管理料

単位：円)

区分	永代使用料（申込後に一括で支払）		年間管理料 （毎年5月）
	4㎡	6㎡	
A	1,040,000		4㎡… 6,000
B	936,000	1,414,000	
C	884,000	1,336,000	
D	832,000	1,258,000	6㎡… 9,000
E	780,000	1,180,000	
F	728,000	1,102,000	

※管理料は、共用部分の維持管理費用です。使用区画内の清掃等は使用者でお願いします。

使用申込

1 時間及び場所

- ①受付時間 午前8時30分～午後5時まで（開庁日に限る）
- ②受付場所 太子町役場 行政棟 2階 生活環境課
* 郵送による受付はできません。

2 必要書類等

- ①墓園墓所使用許可申請書（受付時に記載）
- ②墓所使用誓約書（受付時に記載）
- ③住民票の写し 1通（本籍及び続柄が記載された世帯全員のもの）
※申込日の3か月以内の発行のもの
- ④印鑑（朱肉を使用するもの。スタンプ印は不可）
※申込時に永代使用料を持参いただく必要はありません。後日、金融機関でお支払いください。

3 注意事項

- ①申込は、1世帯1区画に限ります。
- ②申込は使用者となる本人が手続きをお願いします。（代理申込みはできません。）
- ③墓石を建立される方のお名前でお申し込みください。
- ④申込の内容に虚偽の記載があるときは無効とします。
- ⑤募集区画一覧表を参考に現地で空き区画を確認し、ご家族と相談の上、申込区画を選定してください。
- ⑥随時申込を受付しているため、ご希望の区画が既に決定済みとなっている場合がありますので、第1・第2希望を決めておいてください。
- ⑦申込み後の区画の変更はできません。
- ⑧名義貸し等による申込はできません。
- ⑨開園時間内は自由に見学いただけますが、現地には係員はおりません。
- ⑩その他不正な手段をもって申込をされた場合は無効とします。

使用申込後

- ①申請書を受付後、永代使用料納付書を郵送しますので、期限内（概ね1ヶ月）に、太子町が指定する金融機関でお支払いください。
 - ②お支払いの確認後（支払いから概ね1週間）に太子町立墓園墓所使用許可証、メモリアルパーク墓地使用に係る事務手続の手引等、年間管理料納付書を郵送します。
 - ③年間管理料を金融機関又はコンビニエンスストアでお支払いください。
- ※期限内にお支払いが無い場合は、使用申込が無効となります。また、使用許可後は、使用料及び管理料は返還できません。ただし、墓所が不用になり返還した場合は、使用料の半額を返還します。

使用に際して守っていただく事項

1 開園時間等

墓園内へは常時出入りできますが、夜間は風紀、防犯上の観点から園内道路への自動車の乗入れはできません。（車止めからの徒歩による墓参は可能です）

時期	開放時間	閉鎖時間
夏期（6・7・8月）	午前7時	午後7時
冬期（11・12・1・2月）	午前8時	午後5時
その他の期間（3・4・5・9・10月）	午前8時	午後6時

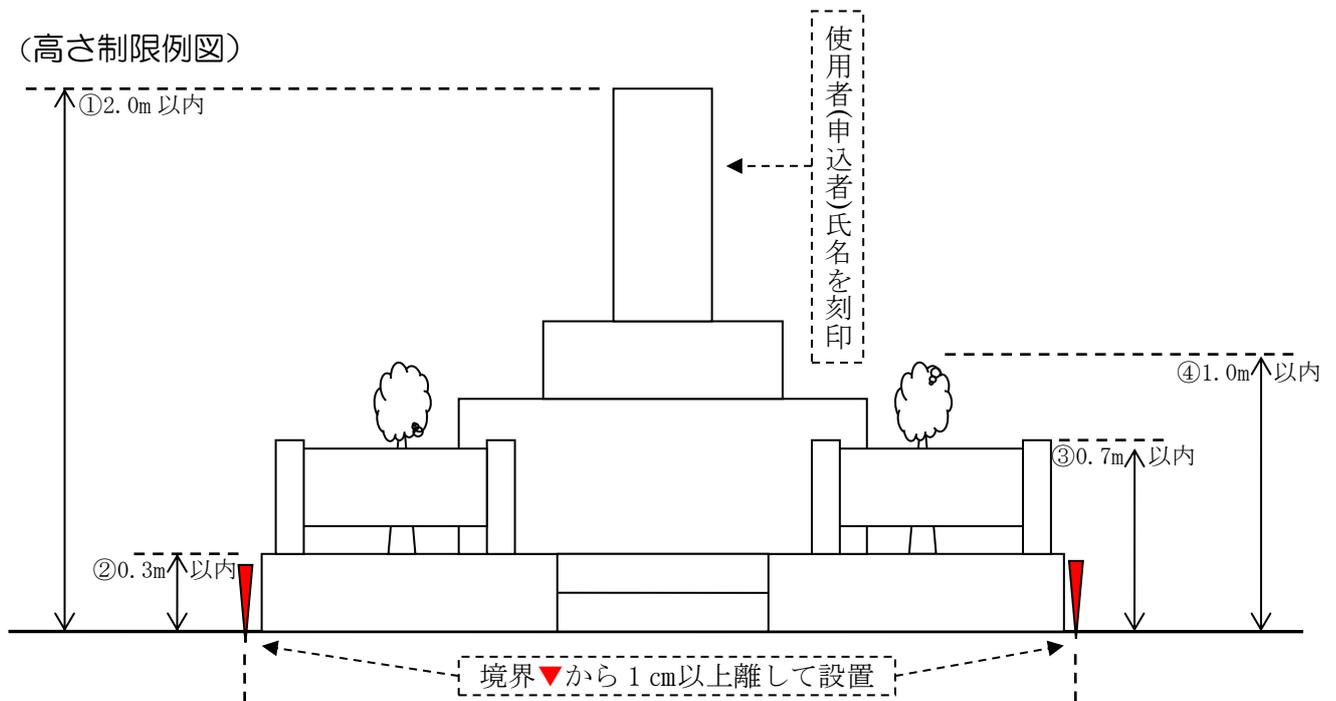
2 墓石の設置等

- ①墓石の設置は、事前に申請を行い承認を受ける必要があります。
 - ②墓石は、使用者（申込者）が建立し、墓碑石に使用者（申込者）氏名を刻印してください。
 - ③隣接する墓所との境界が判るように、境界線より1cm以上離して延石又はコンクリート等により囲い、使用場所を明確にして下さい。
- ※墓碑石の設置期限はありません。
※太子町では、特定の業者（石材店など）の指定はありません。

3 墓石設置の制限

- 墓石を設置するには、高さの制限があります。
 - ①墓碑石等の高さ……………2.0メートル以内
 - ②盛土（巻石）の高さ……………0.3メートル以内
 - ③囲障類（玉垣、門柱）の高さ……………0.7メートル以内
 - ④樹木の高さ……………1.0メートル以内※門柱の上部に灯籠を設置したときは、③囲障類の高さ制限（0.7メートル以内）をとなります。
- 風雨などにより倒壊することのない恒久的な墓碑石を設置してください。
- 墓石の形態は公共の福祉（美的景観など）を損なわない範囲内において使用者の自由です。
- 墓所区画は、許容範囲内の施工誤差が生じている場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(高さ制限例図)



4 管理義務

- ①常に使用墓所及び墓石を清掃し、尊厳維持に努めてください。
- ②墓石の転倒その他、他人に危険または迷惑を及ぼすおそれのあるときは、ただちに修理その他必要な措置をお願いします。

5 届出義務

- ①墓所使用者が住所・本籍等を変更したとき。
- ②墓所の使用权を承継するとき。
- ③使用墓所内で工事を開始するとき。また、その工事が完了したとき。
- ④焼骨を埋蔵するとき。(火葬許可証又は改葬許可証が必要)
- ⑤使用墓所に既設の墓石を他から移転するとき。
- ⑥使用墓所を返還するとき。
- ⑦墓石設置工事等により墓園の諸施設又は他人の墓石に損傷を与えたとき。

注意事項

1 使用許可の取り消し

次のいずれかに該当するときは、墓所の使用許可を取り消します。

- ①許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき。
- ②使用权を譲渡し、又は使用墓所を転貸したとき。
- ③他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。
- ④使用墓所又は墓石の維持管理をしないで放任のまま5年を経過したとき。
- ⑤偽りその他、不正な手段により使用料又は管理料の徴収を免れたとき。
- ⑥法令又はこの条例、若しくはこれに基づく規則に違反し、又は町長の指示に従わないとき。

※墓所の使用許可を取消されたときは、ただちに墓所を自己の費用をもって現状に回復し、町長に返還しなければなりません。

2 使用権の消滅

次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

- ①使用者が死亡し、祭祀を承継する相続人、親族又は縁故者がいないとき。
- ②使用者が死亡し、相続人から5年以内に使用権の承継の申し出がないとき。
- ③使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

その他

- ①墓地は分譲ではありません。墓地使用権を取得することになります。
- ②既納の使用料及び管理料は返還しません。ただし、墓所が不用になり町に返還したときは、使用料の半額を返還します。
- ③墓石は、使用者で直接業者を決めて建立してください。
- ④当該墓園は町直営で管理運営を行っています。
- ⑤墓園内の営業行為、若しくはそれに類する行為を行うことは、太子町立墓園の設置及び管理に関する条例で禁止しています。
- ⑥お供え物で、食べ物、お酒等は可能な限りその日のうちにお持帰りください。
(カラス、鹿等の溜まり場となり、不衛生となる恐れがあるため)
- ⑦その他、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

太子町 生活環境課 環境衛生係

TEL 079-277-1015 午前8時30分～午後5時15分